

# JICA環境社会配慮ガイドラインの改定

国際協力機構（JICA）企画評価部  
環境女性課課長代理

上條 哲也

平成15年10月9日にJICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会を代表して、東京工業大学原科教授が提言を緒方理事長に提出した。同委員会は大学関係者、NGO、民間団体、関係府省の24名の委員から構成され、平成14年12月から平成15年9月まで計19回開催された。会議は公開で行われ、当日参加者の出席と発言が認められた。また、会議の資料と議論は、ホームページにすべて公開された。

改定委員会の提言の内容と今後のスケジュールについて紹介する。

## [1]改定委員会の提言

JICAは、1990年以降、開発調査の主に事前調査段階を対象として、20セクターについて環境配慮ガイドラインを作成し、スクリーニングとスコーピングを実施してきた。ガイドラインの導入以降10年以上が経過し、住民参加や情報公開、代替案の検討、戦略的環境アセスメント等につき検討する必要が高まり今回改定することとなった。

JICAの環境社会配慮のあるべき姿及びガイドラインの内容等について提言がなされたが、主要な点としては

- 1) ガイドラインの対象とするスキームは、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトとする
- 2) 外務省に要請された案件について、JICAは環境社会配慮の観点から外務省に提言を行う。
- 3) 環境・社会的影響の程度に応じて、プロジェクトをA・B・Cの3段階にカテゴリー分類を行い、その分類に応じて必要な配慮を行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して影響が小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないもの。
- 4) 適切な合意形成に資するため、多様なステークホルダーの意味ある参加を確保し、その対話を確保するため情報公開を積極的に行う。
- 5) 早期段階からの環境社会配慮を確保するよう取り組む。
- 6) カテゴリーAについては、詳細な現地調査に基づいた環境社会配慮調査を行う。また、調査の過程で、スコーピング時、配慮の概要検討時、最終報告書案の段階でステークホルダーとの協議を行う。カテゴリーBについては、カテゴリー

ーAより簡略なレベルの環境社会配慮調査を行う。カテゴリーCについては、カテゴリー分類を終了した時点で配慮の手続きを終了する。

- 7) 環境社会配慮の実行を確保するために、環境社会審査を担当する部署の設置、審査諮問機関の設置、異議申し立て制度の整備が必要である

## [2]ガイドラインの遵守

JICAは、環境社会配慮ガイドラインの遵守を、業務方法書の第28条にて、「機構は、別に定める環境社会配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行うものとする。」と規定している。また、中期計画の中でも「事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。」と規定している。

今後、環境社会配慮審査部局の設置、審査諮問機関の設置、異議申し立て制度の整備の検討を行うとともに、職員や専門家を対象にした研修を行い、ガイドラインの遵守を確保する体制を整備する予定である。

## [2]スケジュール

JICAは提言を受け、平成16年3月までに環境社会配慮ガイドラインを作成する。その作成に当たっては、提言がガイドラインに反映されることを確認し、JICAに必要な助言を行うことを目的に、フォローアップ委員会を設置し、またガイドライン案をウェブサイトに掲載し、2カ月間のパブリックコメントの募集期間を設けるとともに、説明会を開催し、直接意見を伺う機会も設けることとしている。

以上のように、ガイドラインの作成は、透明性を確保した過程で行う予定であり、OECCの会員の皆様からも多くの意見をいただきますようお願いいたします。（かみじょう てつや）

「環境社会配慮ガイドライン改定委員会ホームページ」

[http://www.jica.go.jp/global/environment/guideline\\_01.html](http://www.jica.go.jp/global/environment/guideline_01.html)